

愛岐ケ丘自治会 集会場・ふれあいセンター使用規則

(目的)

第1条 この規則は、愛岐ケ丘自治会（以下「自治会」という。）及び愛岐ケ丘自治会会員（以下「会員」という。）の福祉、親睦、コミュニティー活動の場として設置された愛岐ケ丘集会場及び愛岐ケ丘ふれあいセンター（以下「施設」という。）の利用について、必要な事項を定め、適正な運営を図ることを目的とする。

(使用の特例)

第2条 感染症等の発生で、集団感染の恐れがあり、国・県・市等より会議、サークル活動等の集団開催の自粛を求められたときは、執行部で協議して施設の利用を中止することができる。

(使用資格)

第3条 施設を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 自治会及び会員
- (2) 会員で構成する団体及びグループ
- (3) 当地域での、公益性が高いと認められた会員を構成員とする団体及びグループ
- (4) 当地域内に活動拠点を置く、公益性が高いと認められた団体

(使用の範囲)

第4条 施設の使用範囲は次のとおりとする。

- (1) 自治会の総会、役員会及び各委員会など、自治会が主催するすべての会議、集会及び会合
- (2) 自治会が支援及び協賛する団体の主催の会議、集会及び会合（民生委員活動、消防団活動、小中学校 PTA 等）
- (3) 会員の福祉、厚生、親睦、文化、体育の向上を目的としたイベント、集会及び会合
- (4) 災害発生時の防災拠点
- (5) 公的機関の要請による行事及び会合等（選挙の投票所、行政の説明会等）
- (6) サークルの活動
- (7) 会員の私的使用

(使用の条件)

第5条 施設を使用するには、次のいずれにも該当しないことを条件とする。

- (1) 営利を目的とした事業
- (2) 特定の政治団体及び特定の候補者の支持又は支援活動
- (3) 特定の宗教団体の活動
- (4) 公序良俗に反する恐れがある使用
- (5) 建物、設備及び備品を破損する恐れがある使用
- (6) 18歳未満の未成年者のみの使用（監督者がいる場合は使用可能とする）ただし、18歳未満の高校生は事務所が開いているときのみ使用可能とする。（鍵の貸し出しはしないものとする）
- (7) その他、施設の管理運営上、支障のある使用

(使用方法)

第6条 施設を使用しようとする者は、別紙使用申込書を提出すること。

2. グループで使用する者は、事前に登録表とメンバー表・利用申込書を事務

所に提出すること。

3. 使用後は、火気等点検票により確認し、記入後、鍵と共に自治会事務所に提出すること。

(使用者の順守事項)

第7条 使用者は、施設を使用するときは、次に示す事項を順守すること。

- (1) 施設、設備を汚したり、壊したりしないこと。
- (2) 使用した備品等の後片付け、整理、整頓、及び汚れた箇所・トイレの清掃を行うこと。
- (3) 火気には十分注意すること。バーベキューはふれあいセンター敷地のガーデンセット設置場所に限る。事前の届け出が必要。
- (4) 使用後は、電気器具等のプラグを抜き、ガスの元栓を締め、ゴミの持ち帰り、消灯及び戸締りを確認すること。
- (5) 騒音等により、近隣に迷惑がかからないようにすること。
- (6) 施設内に私物を放置しないこと。

(賠償責任)

第8条 使用者が故意または重大な過失により、建物、設備及び備品などを、破損、紛失または著しく汚したときは、弁償しなければならない。

2. 自治会は、使用者の起因による事故について、いかなる責任も負わない。

(使用時間)

第9条 施設の使用時間は、原則として、午前9時半から午後9時半までとする。

(使用料金)

第10条 施設の使用料金は、1時間単位として、使用場所1カ所毎とする。

- (1) 自治会または自治会の支援する団体が主催する行事、会議、会合で使用するときは、使用料は無料とする。
- (2) 自治会が主催する行事（夏まつりのグルメ店運営等）に協力する団体又はサークルが、日頃の活動で使用するときは、施設使用料は無料とする。
- (3) 幼児、小・中・高等学校の児童または生徒、及び学生がグループで使用するときは、原則として、使用料金表のうち施設使用料は無料とする。
- (4) 会員の個人的使用または会員で構成する任意の団体やサークルが使用するときは、下表①の使用料金とする。
- (5) 会員の構成比率が50%未満の団体及びそれ以外の利用者は下表②の使用料金とする。上記(3)項も同様とする。

使用料金表 ①

使用場所	施設使用料	冷暖房使用料	使用場所	施設使用料	冷暖房使用料
集会場	100円/1h	200円/1h	ふれあいセンター	100円/1h	100円/1h
1時間を超えた時	50円/30分	100円/30分	1時間を超えた時	50円/30分	50円/30分

使用料金表 ②

使用場所	施設使用料	冷暖房使用料	使用場所	施設使用料	冷暖房使用料
集会場	200円/1h	300円/1h	ふれあいセンター	200円/1h	200円/1h
1時間を超えた時	100円/30分	150円/30分	1時間を超えた時	100円/30分	100円/30分

(附則)

この規則は、平成29年6月1日より施行する。

改定：令和元年6月8日、令和2年6月6日、令和5年5月1日